

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年7月2日
【会社名】	Oakキャピタル株式会社
【英訳名】	Oak Capital Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂八丁目10番24号
【電話番号】	(03)5412 - 7474（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 品田 耕一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,186,077,530円
	（注）行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月4日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成22年6月30日に有価証券報告書（第149期事業年度）を提出したこと及び平成22年7月1日に臨時報告書を提出したこと並びに平成22年6月29日に開催された第149期定時株主総会において、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されたことに伴い、記載事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

#### 第2 売出要項

募集に関する特別記載事項

### 第三部 追完情報

### 第四部 組込情報

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_線で示しております。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

##### (1)【募集の条件】

(訂正前)

<前略>

##### 2. 本新株予約権の発行条件

本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日に開催を予定している当社第149期定時株主総会に上程される第1号議案「株式併合の件」が承認され、それに基づく株式併合（10株を1株に併合するものであり、以下、「本件株式併合」といいます。）の効力が生ずること（効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

当社が平成22年6月29日に開催を予定している当社第149期定時株主総会に上程する第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合を必要とする理由及び株式併合の内容は以下のとおりです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

##### 2. 本新株予約権の発行条件

本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するものであり、以下、「本件株式併合」といいます。）の効力が生ずること（効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

当社が平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合を必要とする理由及び株式併合の内容は以下のとおりです。

<後略>

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

&lt;前略&gt;

## 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) 本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日に開催を予定している当社第149期定時株主総会に上程される第1号議案「株式併合の件」が承認され、その効力が生ずることを前提としかつ条件とします。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任します。

(訂正後)

&lt;前略&gt;

## 6. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。
- (2) 上記本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
- (3) 本新株予約権の上記発行決議は平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合の効力が生ずることを前提としかつ条件とします。
- (4) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長兼CEOに一任します。

## 第2【売出要項】

### 【募集に関する特別記載事項】

（訂正前）

当社は、平成22年6月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して新株予約権を割当ててことを決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、会社法第277条に基づく株主への新株予約権無償割当てによる第5回新株予約権の発行により行うものでありますが、本新株予約権は下記1.に記載の通り株主の皆様への還元を目的としたものであり、会社の役員・従業員に対するストックオプションとしての新株予約権同様、会社の将来的な企業業績向上、ひいては株主価値向上を現時点でポテンシャルとして株主の皆様にご享受いただくという意味で、所謂ストックオプションに類似の新株予約権であります。

また、本新株予約権の発行は、平成22年6月29日に開催を予定している当社第149期定時株主総会上に上程される第1号議案「株式併合の件」が承認され、それに基づく株式併合（10株を1株に併合するもの。）のその効力が生ずること（本件株式併合の効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

<後略>

（訂正後）

当社は、平成22年6月4日開催の取締役会において、平成22年9月30日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して新株予約権を割当ててことを決定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、会社法第277条に基づく株主への新株予約権無償割当てによる第5回新株予約権の発行により行うものでありますが、本新株予約権は下記1.に記載の通り株主の皆様への還元を目的としたものであり、会社の役員・従業員に対するストックオプションとしての新株予約権同様、会社の将来的な企業業績向上、ひいては株主価値向上を現時点でポテンシャルとして株主の皆様にご享受いただくという意味で、所謂ストックオプションに類似の新株予約権であります。

また、本新株予約権の発行は、平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会上に上程し承認可決された第1号議案「株式併合の件」に基づく株式併合（10株を1株に併合するもの。）の効力が生ずること（本件株式併合の効力発生日は平成22年8月3日を予定しております。）を条件としております。

<後略>

## 第三部【追完情報】

（訂正前）

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第148期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、平成22年5月7日付けで事業等のリスクの内容を全面的に見直しているため、見直し後の内容を一括して記載したものであります。なお、事業等のリスクの内容には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在において判断したものであります。

<後略>

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第148期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成21年9月17日提出臨時報告書〕

<中略>

〔平成21年9月17日提出臨時報告書〕

<後略>

### 3．資本金の増減

<後略>

### 4．最近の業績の概要

<後略>

（訂正後）

### 1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第149期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年7月2日）までの間において変更その他の事由は生じておりません。

<以下全文削除>

### 2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第149期事業年度）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成22年7月2日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成21年9月17日提出臨時報告書〕の全文削除

〔平成21年9月17日提出臨時報告書〕の全文削除

〔平成22年7月1日提出臨時報告書〕

#### 1．提出理由

平成22年6月29日開催の当社第149期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

-

2. 報告内容(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月29日

(2) 当該決議事項の内容第1号議案 株式併合の件

発行済株式数について10株を1株に併合するもの。  
株式併合の効力発生日 平成22年8月3日（火曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

株式併合に伴い、その効力発生を条件として、現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）について変更を行うもの。  
変更後発行可能株式総数 8,600万株  
変更後単元株式数 100株

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、宇田好文を選任する。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定並びに取締役及び監査役に対するストックオプション報酬等の額新設及びその内容の件(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	79,338個	16,706個	0個	81.13%	可決
第2号議案	80,181個	15,864個	0個	81.99%	可決
第3号議案	83,460個	12,585個	0個	85.34%	可決
第4号議案	80,519個	15,526個	0個	82.33%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
2. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
3. 第4号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. 資本金の増減の全文削除4. 最近の業績の概要の全文削除

## 第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第148期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第149期 第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月5日 関東財務局長に提出

提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第149期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月30日 関東財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

O a k キャピタル株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているO a k キャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、O a k キャピタル株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは前々連結会計年度から当連結会計年度まで、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したため、当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、O a k キャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、O a k キャピタル株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月29日

O a k キャピタル株式会社  
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているO a k キャピタル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、O a k キャピタル株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年6月29日開催の定時株主総会において株式の併合について決議している。
- (2) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年6月4日開催の取締役会において株主への新株予約権無償割当による新株予約権の発行を行うことを決議している。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、O a k キャピタル株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、O a k キャピタル株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第148期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は前々事業年度から当事業年度まで、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上したため、当該状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

Oakキャピタル株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千葉 茂寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOakキャピタル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Oakキャピタル株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- (1) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年6月29日開催の定時株主総会において株式の併合について決議している。
- (2) 重要な後発事象に記載のとおり、会社は平成22年6月4日開催の取締役会において株主への新株予約権無償割当による新株予約権の発行を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。